

税に関すること

質問1：税の取扱いについては『手続きのガイド』に書いていませんが、税務署などからは新住所に書類が来るのですか。

回答1：都税（固定資産税）については、都税事務所に住所の変更を伝えますので手続きは必要ありません。
国税（所得税）については、申告方法により手続きが必要な場合があります。

- e-Taxを利用している場合
マイナンバーカードの住所変更の手続きが必要です。
- e-Taxを利用していない場合
令和6年1月1日現在の住所欄に新住所を記載してください。
その他の手続きは不要です。

質問2：今年（令和5年1月1日以降）行ったふるさと納税について、住所変更の手続きは必要ですか。

回答2：ご利用のふるさと納税のポータルサイトやアプリの住所変更の手続きが必要です。
また、ふるさと納税の時期や方法により、マイナンバーカードやふるさと納税をした自治体で手続きが必要な場合があります。

- 11月6日以降にふるさと納税をする場合
手続きは不要です。
- 11月6日以前にふるさと納税をした場合
 - ①確定申告を紙で行う方
手続きは不要です。
 - ②確定申告をe-Taxで行う方
確定申告前までにマイナンバーカードの住所変更の手続きを済ませてください。
 - ③ワンストップサービスを利用する方で、特定申請書が提出済の方
手続きは不要です。
 - ④ワンストップサービスを利用する方で、特定申請書をこれから提出する方
ふるさと納税をした自治体へ特定申請書に住居表示実施後の住所を記入して提出してください。

質問3：年末調整における証明書のはがきが11月6日以前の住所になっていた場合、再度手続きが必要なのでしょうか。

回答3：手続きの必要はありません。
必要書類を提出する時点の住所を書くこととなりますが、提出が11月6日以前の場合には、旧住所のまま担当の部署で処理していただければ問題ありません。